

自治基本条例に基づく自治運営の推進

【行政改革課】

1 目 的

本市にふさわしい自治の実現を目指すため、「自治の理念」、「市民の権利と責務」、「市政運営の基本原則」や、市民の市政への参画や民間の協働の仕組みを定める「公共的活動」など自治の基本的な事項を定める自治基本条例が施行されたことから、条例の定着に向けて積極的に普及・啓発に取り組むとともに、条例に基づく自治運営を推進する。

2 事業概要

条例の目的である「市民がさらに幸せに暮らせるまち」を実現するため、市民や地域活動団体、事業者、行政等が互いに協力し、公共的活動が実践されるよう、市民の参加促進などの取組を中長期視点に立ち、段階的に進めていく。

今年度は、まず条例の意義や趣旨を理解してもらい、自治の実践へとつなげていくため、あらゆる機会を通して、条例の周知・啓発に取り組む。

＜主な周知・啓発の取組＞

- ・「自治基本条例を考える会議」参加委員が所属する出身団体の総会を活用した周知
- ・宇都宮大学リレー講座「実践・宇都宮のまちづくり」を活用した周知
- ・大学の授業を活用した周知（宇都宮大学、作新学院大学ほか）
- ・庁内啓発紙の作成、発行
- ・子ども向け周知・啓発パンフレットの作成

3 事業スケジュール

（１）取組経過

18年	6月	庁外検討組織（宇都宮市自治基本条例を考える会議）の設置 意見交換を行いながら、自治の仕組みや基本原則等を検討 （「考える会議」8回開催）
19年	7月～	宇都宮市自治基本条例を考える会議の運営 3つの分科会で、「条例に盛り込みたい事項」等を検討 （「考える会議」8回開催、うち分科会5回）
20年	2月	シンポジウムの開催
	5月～7月	「考える会議」主催の「市民との意見交換会」の開催支援
	8月	「考える会議」からの提言書提出
	10月	パブリックコメント実施
	12月	条例の制定
21年	4月1日	条例の施行

(2) 今後のスケジュール

21年	4月～5月	各種団体の総会を活用した説明会の実施
	7月～	出前講座や各種団体への説明会実施
22年	4月～	子ども向け周知事業の推進